補助金等事業概要

緊急雇用安定助成金
義務的補助
新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業 主が、その雇用する労働者に対し一時的に休業等を実施した場合、当該休業等 に係る手当の一部を助成する。
市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者
休業手当
無 ○同種の補助金の統合検討
1人1日あたりの上限額は、国の上限額に応じた額 〇少額(5万円以下)補助金の理由
中小企業 国4/5以内 市1/10以内 大企業 国2/3以内 市1/6以内 解雇等行わない場合 国3/4以内 市1/4以内 ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
B 数値化不可 申請者数:5社 ○目標に対する費用対効果(計算式) ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
令和2年5月11日
令和4年9月30日
令和5年3月31日 ○終期の設定が3年を超える場合の理由
○開示内容及びその方法(手段) ホームページ
産業振興課 産業振興係 0259-67-7863(直通)